

第42回

定時株主総会 招集ご通知

日時 **2025年6月24日(火)**
午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル3階
大手町サンケイプラザ 311号室～312号室

ご来場にあたりサポートが必要な方は、
事前にお電話でご連絡ください。

JFEシステムズ株式会社 総務部
電話：03-5418-2405
(土日祝日を除く9:00～17:30)

証券コード 4832

JFE システムズ 株式会社

(証券コード 4832)
(発送日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月27日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目2番3号
J F E シ ス テ ム ズ 株 式 会 社
代表取締役社長 大 木 哲 夫

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようをお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

https://www.jfe-systems.com/ir/stock/sto_soukai/index.html



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4832/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスのうえ、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、6頁および7頁の記載に従って議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル3階
大手町サンケイプラザ 311号室～312号室
（末尾のご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

会社提案

（第1号議案から第4号議案まで）

第1号議案

剰余金処分の件

当社の利益配分の基本方針および通期業績を踏まえた結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社普通株式1株につき金71円 総額は、1,115,045,202円となります。

なお、中間配当金として1株につき金51円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金122円となります。

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名(社内取締役4名、独立社外取締役2名(うち、女性取締役1名))の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位および主な兼職等
1	おおき てつ お 大木 哲夫 再任	男性	代表取締役社長 J F E コムサービス株式会社取締役会長 株式会社アイエイエフコンサルティング代表取締役副会長
2	あら い ゆき お 新井 幸雄 新任	男性	常務執行役員
3	み さわ よし ひろ 三澤 義博 新任	男性	常務執行役員 株式会社アイエイエフコンサルティング取締役
4	や ざき たけ ひろ 矢崎 雄大 新任	男性	執行役員
5	たけ だ とし ろう 竹田 年朗 再任 独立 社外	男性	取締役
6	ほ ぼ まさ よ 保々 雅世 再任 独立 社外	女性	取締役 株式会社シイエム・シイ社外取締役 株式会社バカン社外取締役

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松井毅浩氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は、次のとおりであります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名	性別	現在の当社における地位および主な兼職等
まつ い たけ ひろ 松井 毅浩 再任 社外	男性	監査役 J F E コムサービス株式会社監査役 株式会社アイエイエフコンサルティング監査役

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

2024年6月25日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された永岡秀一氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名	性別	主な兼職等
なが おか しゅう いち 永岡 秀一 社外	男性	弁護士 シティユーワ法律事務所

株主提案

(第5号議案および第6号議案)

第5号議案

定款の一部変更の件（金融機関を除く株主への金銭の預託・貸付の禁止）

株主(1名)から、キャッシュマネジメントシステムによる預け入れは、特定株主に対する経済的利益の供与のおそれもあり、少数株主の利益保護と経営の独立性確保に寄与するとの考えにより、提案されたものであります。

株主提案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします

会社の根本原則である定款によって、手元資金の運用に関する規定を新たに定める必要はなく、また不適當であると考えます。

なお、当社はキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）については、一時的な余裕資金の運用手段として安全性・効率性・利便性の面で有効な手段であると判断しており、その利用については合理性があると考えておりますが、一部の株主様が疑念を持たれている現状に鑑み、現在はCMSを利用しておりません。

第6号議案

定款の一部変更の件（特定株主との資金取引情報の開示）

株主(1名)から、キャッシュマネジメントシステムによる預け入れについて、株主が資金運用の妥当性を判断するには、通年の平均残高や利率の情報が不可欠との考えにより、提案されたものであります。

株主提案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします

会社の根本原則である定款によって、手元資金に係る具体的な運用状況を開示する条項を新たに定める必要はなく、また不適當であると考えます。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）については、一時的な余裕資金の運用手段として安全性・効率性・利便性の面で有効な手段であると判断しており、その利用については合理性があると考えておりますが、一部の株主様が疑念を持たれている現状に鑑み、現在はCMSを利用しておりません。

以 上

1. 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、1 頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を記載いたします。
2. 電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部です。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

- (1) 議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、議決権を有する他の株主の方1名様に委任する場合に限られておりますので、ご了承ください。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットにより行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

郵送による議決権行使のご案内

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。個人情報保護シールをご利用いただくことができます。なお、各議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書 JFEシステムズ株式会社 様中		株主番号 		議決権行使回数 		期 間	
	第1号議案 ☐ 賛 ☐ 否 ○年○月○日	第2号議案 ☐ 賛 ☐ 否	第3号議案 ☐ 賛 ☐ 否	第4号議案 ☐ 賛 ☐ 否	株主提案 ☐ 賛 ☐ 否	第5号議案 ☐ 賛 ☐ 否	第6号議案 ☐ 賛 ☐ 否

お 願 い

 1. ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 2. ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 3. ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 4. ○○○○○○○○○○○○○○○○○

第1号議案から第4号議案は、会社提案によるものです。
 第2号議案については、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

第5号議案および第6号議案は、一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこの議案に反対しております。


スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
QRコード

見本
印刷済紙

J F E シ ス テ ム ズ 株 式 有 限 公 司

▶各議案の賛否をご表示ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印 ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に
ご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛	賛
	否	否	否	否		否	否

会社提案・取締役会の意見に
反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛	賛
	否	否	否	否		否	否

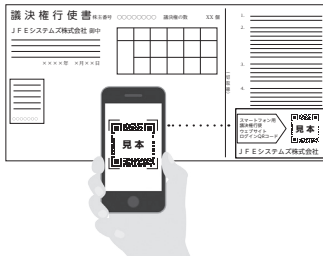
こちらが
当社取締役会の
意見です。
株主提案には
反対しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

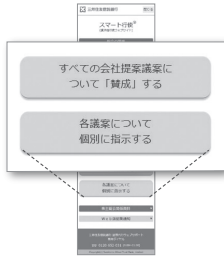
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

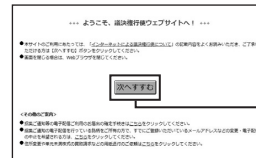
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

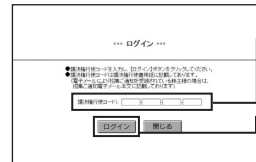
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

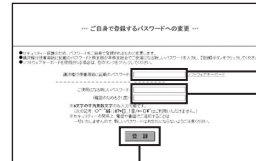
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

《会社提案(第1号議案から第4号議案まで)》

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、配当性向35%を目安に利益水準、再投資計画、財政状態等を総合的に勘案して利益配分を行うことを基本方針としております。

通期業績をふまえた結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類 金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金71円 総額は1,115,045,202円となります。

なお、中間配当金として1株につき金51円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金122円となります。

(注) 当社は2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第42期)の期末配当につきましては、配当基準日が2025年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。本議案が原案どおり承認された場合、当社取締役会は社内取締役4名、独立社外取締役2名（うち、女性取締役1名）の体制となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 状 況 お よ び 当 社 に お け る 地 位、担 当	所有する当社 の 株 式 数
1	再任 おおきてつお 大 木 哲 夫 (1961年3月12日)	1984年 4 月 川崎製鉄株式会社入社 2008年 4 月 J F E スチール株式会社経理部主任部員 2010年 4 月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式 会社企画部主任部員 2011年 4 月 同社企画部長 2014年 4 月 同社財務・I R 部長 2015年 4 月 同社常務執行役員 2018年 4 月 J F E スチール株式会社専務執行役員 2020年 3 月 同社専務執行役員退任 2020年 4 月 当社常勤顧問 2020年 6 月 当社代表取締役執行役員副社長 2021年 6 月 当社代表取締役社長（現任） J F E コムサービス株式会社取締役会長 （現任） 株式会社アイエイエフコンサルティング 代表取締役副会長（現任）	7,000株
[取締役候補者とした理由] 大木哲夫氏は、J F E ホールディングス株式会社およびJ F E スチール株式会社の要職を経て当社の取締役役に就任し、取締役として十分な実績を有しており適任であることから、あらためて選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 状 況 お よ び 当 社 に お け る 地 位、担 当	所有する当社 の 株 式 数
2	新任 あら い ゆき お 新 井 幸 雄 (1966年10月10日)	1989年 4 月 日本鋼管株式会社入社 2015年 4 月 J F E スチール株式会社東日本製鉄所 (京浜地区) 制御部長 2017年 4 月 同社東日本製鉄所 (京浜地区) 制御部長 (理事) 2019年 4 月 同社IT改革推進部長 2019年 6 月 当社取締役(非常勤) 2022年 4 月 当社執行役員 2023年 4 月 当社常務執行役員 2025年 4 月 当社常務執行役員 鉄鋼事業本部長 東京事業所、東日本事業所、中部事業 所、倉敷事業所、福山事業所の総括 鉄鋼総括部、アプリケーション基盤開発 部、モダナイゼーション推進部の担当 (現任)	1,500株
[取締役候補者とした理由] 新井幸雄氏は、J F E スチール株式会社のキャリアを経て、当社の要職を歴任し、十分な実績を有 しており適任であることから、取締役として新たに選任をお願いするものであります。			
3	新任 み さわ よし ひろ 三 澤 義 博 (1966年12月2日)	1989年 4 月 川鉄システム開発株式会社 (当社) 入社 2015年 4 月 当社製造流通システム事業部第1 開発部 長 2018年 7 月 当社製造流通システム事業部営業部長 2021年 4 月 当社ビジネスシステム事業本部製造流通 システム事業部営業部長 2022年 4 月 当社執行役員 2025年 4 月 当社常務執行役員 ERPソリューション事業本部長 ERPソリューション事業本部の担当 (現 任) 株式会社アイエイエフコンサルティング 取締役 (現任)	800株
[取締役候補者とした理由] 三澤義博氏は、当社の要職を歴任し、十分な実績を有しており適任であることから、取締役として 新たに選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 状 況 お よ び 当 社 に お け る 地 位、担 当	所有する当社 の 株 式 数
4	新任 や ぎ 崎 雄 大 (1968年11月24日)	1991年 4 月 川崎製鉄株式会社入社 1994年10月 川鉄システム開発株式会社（当社）出向 2020年 4 月 当社製造流通システム事業部第1開発部長 2023年 4 月 当社ビジネスシステム事業本部ビジネス システム事業部営業部長 2024年 4 月 当社執行役員 2025年 4 月 当社執行役員 スマートソリューション事業本部長 スマートソリューション事業本部食品シ ステム事業部長、e-ドキュメント事業部 長（現任）	100株
[取締役候補者とした理由] 矢崎雄大氏は、当社の要職を歴任し、十分な実績を有しており適任であることから、取締役として 新たに選任をお願いするものであります。			
5	再任 社外 独立 た け だ 年 朗 (1960年 9 月17日)	1983年 4 月 株式会社大林組入社 1992年 1 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1995年 9 月 ワイアット株式会社入社 1998年 1 月 ベイン・アンド・カンパニー入社 2004年 4 月 ワトソン・ワイアット株式会社入社 2007年11月 マーサージャパン株式会社入社 2015年 3 月 同社M&Aアドバイザリーサービス部門 パートナー 2022年 6 月 当社取締役（現任）	4,300株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 竹田年朗氏は、コンサルティング業界における幅広いキャリアと豊富な国際経験を有し、M&Aや 事業提携などに精通しております。当該知見を活かして当社経営に対する監督、助言等いただくこと を期待し、あらためて社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 状 況 お よ び 当 社 に お け る 地 位、 担 当	所有する当社 の 株 式 数
6	再任 社外 独立 保々雅世 (1960年7月22日)	1983年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1995年4月 S A P ジャパン株式会社入社 1998年11月 ヴィリアネット・ジャパン株式会社代表取締役社長 2004年3月 マイクロソフト株式会社業務執行役員 2006年7月 日本オラクル株式会社執行役員 2008年7月 日本オラクル株式会社常務執行役員 2014年4月 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科特任教授 2019年6月 株式会社イグアス取締役 2019年6月 大井電気株式会社取締役 2021年6月 大井電気株式会社取締役（監査等委員） 2021年12月 株式会社シイエム・シイ社外取締役（現任） 2022年3月 株式会社バカン社外取締役（現任） 2023年6月 当社取締役（現任）	100株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 保々雅世氏は、IT業界における幅広いキャリアと企業経営に関する豊富な経験を有しております。当該知見を活かして当社経営に対する監督、助言等いただくことを期待し、あらためて社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注1) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 竹田年朗氏および保々雅世氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 竹田年朗氏および保々雅世氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって竹田年朗氏が3年、保々雅世氏が2年となります。
- (注4) 当社は、竹田年朗氏および保々雅世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注5) 竹田年朗氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間に取引関係はありません。また、保々雅世氏が現在役員を務める株式会社シイエム・シイ、株式会社バカンおよび過去10年間に業務執行者であった法人と当社との間に取引関係はありません。
- (注6) 当社は、竹田年朗氏および保々雅世氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額として限定する契約を締結しており、竹田年朗氏および保々雅世氏が再任された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- (注7) 当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認可決され、取締役全員が就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位	性別	年齢	所有するスキル、経験					
				経営/ 戦略	DX	IT関連 技術	ESG/ DEI	財務/ 会計	M&A/ 新事業
大 木 哲 夫	代表取締役社長	男性	64歳	○			○	○	○
新 井 幸 雄	取締役 (常務執行役員)	男性	58歳	○	○	○	○		
三 澤 義 博	取締役 (常務執行役員)	男性	58歳	○	○	○	○		
矢 崎 雄 大	取締役 (執行役員)	男性	56歳	○	○	○	○		
竹 田 年 朗	独立役員 社外取締役	男性	64歳	○			○	○	○
保 々 雅 世	独立役員 社外取締役	女性	64歳	○	○	○	○		○

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松井毅浩氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は、次のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況および 当社における地位	所有する当社の株式数
再任 社外 まつ い たけ ひろ 松 井 毅 浩 (1963年3月16日)	1986年4月 川崎製鉄株式会社入社 2006年10月 J F E スチール株式会社東日本製鉄所 (千葉地区) 総務部総務室長 2010年4月 同社資材部資材室長 2013年10月 同社監査部長 兼 総務部C S R 室主任部員 兼 ジ エイ エフ イー ホールディングス株式会社総務部 2016年4月 J F E スチール株式会社監査部長 (理事) 兼 総 務部C S R 室主任部員 兼 ジエイ エフ イー ホー ルディングス株式会社総務部 2017年4月 ジエイ エフ イー ホールディングス株式会社監 査役事務局主任部員 (理事) 2017年6月 日本鑄鉄管株式会社監査役 (非常勤) 2017年7月 ジエイ エフ イー ホールディングス株式会社監 査役事務局部長 (理事) 2021年6月 当社監査役 (現任) J F E コムサービス株式会社監査役 (非常勤) (現任) 株式会社アイエイエフコンサルティング監査役 (非常勤) (現任)	1,600株
[社外監査役候補者とした理由] 松井毅浩氏は、監査業務における豊富なキャリアと高い見識を有しており、専門的な見地に基づき、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役としてあらためて選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行いただけると判断しております。		

- (注1) 松井毅浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 松井毅浩氏は、社外監査役候補者であります。
- (注3) 松井毅浩氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (注4) 当社は、松井毅浩氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額として限定する契約を締結しており、松井毅浩氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- (注5) 当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認可決され、松井毅浩氏が就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年6月25日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された永岡秀一氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況および 当社における地位	所有する当社の株式数
社外 ながおか しゅういち 永岡秀一 (1976年11月3日)	2001年8月 裁判所職員（裁判所事務官、裁判所書記官） 2009年9月 弁護士登録（現任、東京弁護士会所属） シティユーワ法律事務所入所（現任）	0株
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 永岡秀一氏は、弁護士として多数の企業の企業法務全般にわたる指導に従事しております。当社監査役に就任された場合に、その経験を当社の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注1) 当社は、永岡秀一氏が所属するシティユーワ法律事務所と法律顧問契約を締結し、主に株主総会および取締役会等の運営に関する相談を行っております。当社から同法人に支払われる顧問料金及び法律相談料金等の合計額は当社および同法人のいずれから見ても、それぞれの売上高の1%未満であり、僅少であります。
- (注2) 永岡秀一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (注3) 永岡秀一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を監督する十分な見識を有していることから、監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (注4) 永岡秀一氏が社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、同氏が監査役に就任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。
- (注5) 当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、永岡秀一氏が就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

《株主提案(第5号議案および第6号議案)》

第5号議案および第6号議案は、株主(1名)からの提案によるものであります。

なお、提案の内容および理由については、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第5号議案 定款の一部変更の件（金融機関を除く株主への金銭の預託・貸付の禁止）

＜提案内容＞

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第7章 その他

（金融機関を除く株主への金銭の預託・貸付の禁止）

第41条 当社は、銀行・信託銀行その他の金融機関を除き、株主に対して金銭の預け入れ、または特定の業務上必要と認められる場合を除き貸付を行ってはならない。

＜提案理由＞

2022年6月24日の株主総会で社長は当社の資本コスト(WACC)を6%と説明しました。にもかかわらず、当社は親会社のキャッシュマネジメントシステム(CMS)に加入し、資本コストを下回る利率で資金を預け入れてきました。これは経済合理性に欠け、企業価値を毀損するおそれがあります。2024年度第2四半期末まで長期にわたりバランスシートに「預け金」が計上され、当該資金は親会社の資金繰りに寄与したと考えられます。2024年末時点で預け金残高はゼロですが、CMSにはとどまっており、2025年3月末の状況は不明です。このような特定株主に対する経済的便益の供与は、会社法の株主平等原則やコーポレートガバナンス・コード原則1に反するおそれもあります。少数株主の利益保護と経営の独立性確保のため、本定款変更を提案します。

取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(反対の理由)

会社の根本原則である定款によって、手元資金の運用に関する規定を新たに定める必要はなく、また不適當であると考えます。

なお、当社はキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）については、一時的な余裕資金の運用手段として安全性・効率性・利便性の面で有効な手段であると判断しており、その利用については合理性があると考えておりますが、一部の株主様が疑念を持たれている現状に鑑み、現在はCMSを利用しておりません。

第6号議案 定款の一部変更の件（特定株主との資金取引情報の開示）

※第5号議案が可決された場合、本議案は撤回いたします。

<提案内容>

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第7章 その他

（特定株主との資金取引情報の開示）

第41条 当会社は、銀行・信託銀行その他金融機関を除き、親会社またはそのグループ会社との間で行った金銭の預託または貸付について、当該会計年度中の平均残高および利率を、定時株主総会までに株主に開示するものとする。

※「親会社またはそのグループ会社」とは、当会社の発行済株式の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主（およびその親会社、子会社、関連会社）をいう。

<提案理由>

当社は親会社のキャッシュマネジメントシステムに加入し、資本コスト(WACC)を下回る利率で資金を預け入れてきました。2024年末時点では預け金残高はゼロでしたが制度にはとどまっており、年度内に親会社等の資金ニーズに継続的に応えていた可能性があります。有価証券報告書では期首・期末の残高しか開示されず、たとえば期末1日だけゼロでも他の日には預け入れが続いている懸念があります。さらに期末では預け金と別になっている現預金が期末以外は預け金として活用されている可能性も否定できません。株主が資金運用の妥当性を判断するには、通年の平均残高や利率の情報が不可欠です。株主の平等性と透明性確保のため、本定款変更を提案します。

取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(反対の理由)

会社の根本原則である定款によって、手元資金に係る具体的な運用状況を開示する条項を新たに定める必要はなく、また不適當であると考えます。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）については、一時的な余裕資金の運用手段として安全性・効率性・利便性の面で有効な手段であると判断しており、その利用については合理性があると考えておりますが、一部の株主様が疑念を持たれている現状に鑑み、現在はCMSを利用しておりません。

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、国内諸物価水準の高騰により消費活動には慎重さが見えるものの、インバウンド旅行客数の増加や投資の増加による効果もあり、緩やかな回復が続いてきました。情報サービス業界におきましては、企業のDX推進や働き方改革への取り組みに関連して、人手不足対応や生産性向上を目的とした情報システム投資は増加傾向にあり、引き続き堅調に推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、2022～2024年度の3か年の中期計画の最終年となる本年度も、「製鉄所システムリフレッシュ4事業所展開への対応」、「ソリューションビジネスの拡大・深化」、「自社プロダクトの強みの最大化」、「新技術の蓄積・活用による顧客との連携」、「クラウド・セキュリティ事業の強化・拡大」、「JFEグループのDX実績をもとにしたDX新規ビジネスの拡大」などの重要テーマを推進してまいりました。

「製鉄所システムリフレッシュ4事業所展開への対応」においては、JFEスチール株式会社西日本製鉄所（倉敷地区）の基幹システムを、メインフレームからオープン環境に完全移行いたしました。倉敷地区は、2024年9月の「薄板品種」・「電磁鋼板品種」・「全品種出荷」領域に続き、2025年2月に「製鋼」・「棒線」領域をオープン環境へ移行し、5,000万STEP以上もの大規模基幹システムの刷新を53カ月の短工期で完了しました。

当連結会計年度の営業成績につきまして、売上高は、主に基盤サービス事業および製造業向け業務システム開発事業の拡大により増加いたしました。また、利益面では、社員の処遇改善に伴う労務費の増加および事業計画に沿った人材採用・育成費用の増加等はあるものの、売上高の増加に伴う利益増および高採算の案件増による利益率の改善等により増益となりました。これらにより、連結売上高は前期比1,939百万円（3.1%）増の63,972百万円、営業利益は前期比187百万円（2.5%）増の7,589百万円、経常利益は前期比215百万円（2.9%）増の7,667百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比474百万円（9.5%）増の5,442百万円となり、いずれも過去最高を更新いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第39期 [2021年度]	第40期 [2022年度]	第41期 [2023年度]	第42期 (当期) [2024年度]
売 上 高(千円)	50,394,813	56,472,106	62,033,011	63,971,753
営 業 利 益(千円)	5,608,910	6,247,828	7,401,956	7,589,259
経 常 利 益(千円)	5,644,136	6,281,649	7,452,491	7,667,308
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	3,724,037	4,323,444	4,968,547	5,442,363
1株当たり当期純利益	118円56銭	137円65銭	158円18銭	173円27銭
純 資 産(千円)	23,857,360	26,778,466	30,033,796	34,144,984
総 資 産(千円)	39,343,335	42,557,126	46,915,495	53,065,719

※当社は2025年4月1日を効力発生日として1株につき2株の割合で株式分割を行いました。上記1株当たり当期純利益の計算においては第39期期首に当該株式分割が行われたと仮定した上で、各期の数値を算定しております。

(3) 設備投資等の状況

特に記載すべき事項はございません。

(4) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はございません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、下記を2030年に目指す姿として掲げ、そのステップとして、2025年度から2027年度までの3か年を対象とした中期経営計画を策定いたしました。

スマートフルITの実現

ITの力を通して、お客様、私たち一人ひとりが持てる能力を発揮し、
有機的につながることで、想いをかたちにする喜びが広がること、
そんな「人間中心」の未来を目指し社会へ貢献していきます。

本中期経営計画は、『企業としての成長・事業間の協力連携・お客様との共創』をテーマに、JFEグループで培った実績を強みとして、社会に貢献し、持続的に成長する企業を目指し、以下の3点を基本戦略として会社課題に取り組んでまいります。

① 事業ポートフォリオ転換

重点成長領域の事業強化を推進し、持続的成長を実現する経営体質への変革を目指してまいります。DX、ERP、基盤を重点成長領域として、人材や投資資金の大胆なシフトを行い、事業ポートフォリオの転換を進めてまいります。また、顧客の経営課題に向き合い、コンサルティングを通じて顧客と一緒に課題解決に取り組む人材の確保・育成を進めるとともに、JFEグループでの課題解決の経験を持つ人材を活用してまいります。

○ 重点成長事業の事業戦略

・DX

ソリューションラインナップ強化

例) OT領域の新規開発、SCMソリューションの機能拡張

新しいビジネスモデルの確立

グローバル人材の採用および育成強化

・ERP

製造業向けのSAP®・Microsoft®のERPパッケージの導入を中心とした事業拡大

特徴ある自社開発周辺ソリューションとのシナジー拡大

コンサルティング工程への領域拡大と付加価値創出

・基盤

部門横断での拡販施策を展開（クラウド化等）

JFEグループで培った知見に基づく企画力・技術力の更なる強化と拡販の推進

M&Aやキャリア採用を通じた新しいビジネスモデル構築と人材強化

② 企業文化の変革

会社の持続的な発展と成長を目指して、企業文化の変革を進めるべく、様々な施策を実施していく計画です。組織の一体感やエンゲージメントの向上、事業成長へつながるイノベーションを促すため、個別分散型の事業展開から、事業間のシナジー創出につながる事業構造・事業運営への転換を目指します。また、長期的な視点からの成長を図るため、事業部を事業本部の元に集約し、組織体制を一体化・強化することで、人材や顧客基盤、技術等の柔軟な最適運用を進めます。

全社施策	基本戦略との対応	
	事業PF転換	企業文化の変革
1. 事業本部編成の再編 意思決定スピードと事業間のシナジー創出を加速させる。	○	○
2. 役員ローテーションの実施 社内の新陳代謝を促し、組織の柔軟性を向上させる。	○	○
3. 全社横断組織の設置 ビジネスアセット、技術、人材を全社で連携・活用する事業運営を推進し、成長に向け事業間の連携意識を醸成する（人材、技術、顧客）。	○	○
4. 処遇制度の充実化 ハイスペック人材の確保およびリテンション策へつなげる。	○	
5. 人材ローテーションの制度化 現有リソースに制約されない事業体質を構築するとともに、培ってきたノウハウを幅広く活用、共有できる環境を整える。	○	○
6. 社内研修プログラムの刷新 上流工程、コンサル人材の育成を促進するプログラムを構築し、実施する。	○	○
7. 人材育成ノウハウの構築・共有 早期戦力化により事業成長スピードを加速する。	○	
8. M&Aの実行支援 着実な成長とシナジーを創出し、戦略実行スピードを加速する。	○	

③ 投資・財務戦略の強化（キャッシュアロケーション）

これまでの事業成果による手元資金240億円と、本中期経営計画3ヵ年の事業活動により創出される営業キャッシュフロー約325億円(注)の合計約565億円は、将来の成長に資する活動への積極投資と、従来以上の株主還元を進める原資とし、成長戦略の実践と資本効率の改善を進め、更なる企業価値の向上を図ります。

(注)営業キャッシュフローは、費用項目である研究開発費および人的資本投資(計80億円/3年間)の控除前の数字です。控除後の営業キャッシュフローは約245億円となります。

本中期経営計画3ヵ年の投資および株主還元計画は、以下の通りであります。

項目	計画
1. 研究開発費 技術力向上と新たなビジネスモデル構築に向けた戦略的な投資 (生成AI活用研究、技術・市場調査 等)	15億円/3年間
2. 商品開発・サービス提供投資 新商品開発および事業拡大に対応した投資 (自社開発パッケージの商品改良・新機能・クラウドネイティブ化、JFEグループ向けPC・モバイル端末管理 等)	75億円/3年間
3. 社内システム・設備投資 経営基盤の整備、生産性向上に向けた投資 (社内基幹システムの更新、営業ポータル・商品サイトの更新、事務所設備、業務効率化 等)	45億円/3年間
4. 人的資本（人材開発・育成費） 事業成長の礎となる人材確保、育成、処遇改善、エンゲージメント向上施策への投資	65億円/3年間
5. 戦略投資（M&A） 成長事業を中心に、技術・開発力強化やシナジー創出が可能な企業とのM&A、資本提携および事業ポートフォリオの拡充・深化を補完する戦略投資	50～100億円/3年間
6. 配当性向 自社株買いも視野に入れた株主還元施策を推進	50%目途

(6) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、情報システムの企画、設計、開発、運用、保守を行うシステム・インテグレーション(SI)に加え、特徴あるソリューションや自社プロダクトを活用したシステムの構築および業務システムを支えるITインフラソリューションを主たる業務としております。

主な事業内容は次のとおりであります。

事業分野	事業内容
鉄鋼事業	主にJFEスチール株式会社および同グループ会社向けの業務システムのSIを企画立案から行っております。 (主な対象分野) ・鉄鋼業界向け：販売、生産・物流、会計、原価、購買、需給、品質等のシステム開発、保守
ソリューション・プロダクト事業	自社開発および他社より導入したソフトウェア商品の開発、販売およびそれらを適用したSIを行っております。 (主な対象分野) ・EAI ・ERPおよび周辺テンプレート ・SCM ・BI (Business Intelligence) ※ ・原価管理システム、購買管理システム、人事給与システム ・eコマース、システム連携 ・電子帳票システム(帳票データの電子化) ・食品業界向け品質情報管理システム、製法管理システム
基盤サービス事業	情報通信基盤の構築、運用およびそれらを利用したITインフラソリューションを提供しております。 (主な対象分野) ・クラウドサービス ・ITインフラ構築サービス ・サーバ仮想化サービス ・情報セキュリティ支援サービス ・音声クラウドサービス ・ネットワーク機器販売および付帯サービス（ヘルプデスク等）
DX事業	製造業顧客と連携をとりつつDXビジネスを推進しております。 (主な対象分野) ・オフィスソリューション、製造現場ソリューション、プラットフォーム構築サポート
ビジネスシステム事業	顧客の多様な業務ニーズに対応した、各業種・分野の業務システムのSIを行っております。 (主な対象分野) ・製造、流通業界向け：販売、生産・物流、会計、原価、購買、需給、品質等のシステム開発、保守 ・金融業界向け：勘定系、年金等のシステム開発、保守

※ 経営・会計・情報処理などの組織のデータを収集・蓄積・分析・報告することで、経営上などの意思決定に役立てる手法や技術のこと。

(7) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社の事業所等

本社 東京都港区

事業所等 東京事業所（東京都千代田区）、鉄鋼関連事業部（東京都台東区）、東日本事業所（千葉市中央区、川崎市川崎区）、中部事業所（愛知県半田市）、豊田事業所（愛知県豊田市）、関西事業所（神戸市中央区）、西日本事業所（岡山県倉敷市、広島県福山市）

② 子会社

J F E コムサービス株式会社 東京都台東区

株式会社アイエイエフコンサルティング 東京都中央区

(8) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,901名	37名増

（注）従業員数には、当社グループ外からの受入出向者46名を含んでおります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社の状況

J F E スチール株式会社は、当社の株式を10,233,000株（持株比率65.16%）所有しています。当社は、同社の情報システム関連の企画・設計・開発・運用業務を受託しております。また、J F E ホールディングス株式会社は、J F E スチール株式会社の全株式（持株比率100%）を保有しております。

親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、上場取引所の定めに基づき独立役員として指定する社外取締役2名ならびに社外監査役1名が就任しており、少数株主との間の利益相反を適切に管理し、少数株主の利益保護を害することがないように、親会社との間の重要な取引に関しては、取締役会決議を経ることとしております。J F E グループのリスク管理上必要な事項については、親会社であるJ F E スチール株式会社に対して事前に協議・報告を実施しておりますが、同社の関与は限定的であり、事業運営の独立性は保たれていると考えております。また、当社の重要な業務執行にかかる決定も含めて、取締役会においては、独立社外取締役を含む多様な意見をふまえ審議し、意思決定がなされていることから、当社は独自の経営判断を行うことができる状況にあると考えております。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主 要 な 事 業 内 容
J F E コ ム サ ー ビ ス 株 式 会 社	200百万円	66.60%	企業向けシステム開発・運用、情報通信機器販売、付帯サービス
株 式 会 社 ア イ エ イ エ フ コ ン サ ル テ ィ ン グ	50百万円	100.00%	BI/EPMシステム導入コンサルティングサービス

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

特に記載すべき事項はございません。

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 62,824,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,706,000株（自己株式1,138株を含む。）
- (3) 株主数 8,944名
- (4) 大株主

株主名	所有株式数(株)	持株比率(%)
J F E スチール株式会社	10,233,000	65.16
J F E システムズ社員持株会	1,116,575	7.11
J F E プラントエンジニア株式会社	200,000	1.27
MSIP CLIENT SECURITIES	133,400	0.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	124,600	0.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	104,100	0.66
アトラス情報サービス株式会社	100,000	0.64
J F E アドバンテック株式会社	100,000	0.64
J F E 物流株式会社	100,000	0.64
株式会社東計電算	96,600	0.62

（注）持株比率は、自己株式（1,138株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 木 哲 夫	CEO J F E コムサービス株式会社取締役会長 株式会社アイエイエフコンサルティング代表 取締役副会長
取 締 役（常 務 執 行 役 員）	國 安 誠	ビジネスシステム事業本部長 J F E コムサービス株式会社代表取締役社長
取 締 役（常 務 執 行 役 員）	下 田 純	ソリューション・プロダクト事業本部長 ソリューション・プロダクト事業本部事業企 画推進部の担当 ソリューション・プロダクト事業本部プロダ クト事業部長 株式会社アイエイエフコンサルティング取締役
取 締 役（常 務 執 行 役 員）	笹 井 一 志	鉄鋼部門の総括 鉄鋼総括部、アプリケーション基盤開発部、 モダナイゼーション推進部の担当
取 締 役	竹 田 年 朗	
取 締 役	保 々 雅 世	株式会社シイエム・シイ社外取締役 株式会社バカン社外取締役
監 査 役（常 勤）	松 井 毅 浩	J F E コムサービス株式会社監査役 株式会社アイエイエフコンサルティング監査役
監 査 役	我 妻 由 佳 子	一色法律事務所・外国法共同事業パートナー 小田急電鉄株式会社社外取締役（監査等委員） 味の素株式会社社外取締役
監 査 役	江 里 健 哉	J F E スチール株式会社法務部主席 兼 総務 部CSR室主査

- (注1) 取締役竹田年朗氏および保々雅世氏は、社外取締役であります。
- (注2) 監査役松井毅浩氏および我妻由佳子氏は、社外監査役であります。
- (注3) 当社は、取締役竹田年朗氏、保々雅世氏および監査役我妻由佳子氏を株式会社東京証券取引所の定めにもと
づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役竹田年朗氏、保々雅世氏および各監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社の取締役および監査役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。保険料については、当社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

特に記載事項はございません。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月24日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下「決定方針」という）について決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な成長に向けたインセンティブとなるよう個々の取締役の役割等に応じた基本報酬と、業績連動報酬で構成しております。基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて同業他社動向などを総合的に勘案して決定しており、業績連動報酬は、基本報酬に一定割合を乗じて算定するものとしております。その割合は、基本報酬の30%以下と定め、対象年度の連結経常利益を業績指標とし、これに各取締役の貢献度、会社重要施策への取り組み、その他特別に考慮すべき事情等を加味して取締役毎に決定します。業績連動報酬は、年1回、株主総会後に金銭で支給することとします。なお、取締役のうち監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、決定方針に基づいており、取締役会は、その内容が、決定方針と整合しているため、当該方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役は定款で15名と上限を定め、その金銭報酬の額は、2011年6月24日開催の第28回定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、1998年6月30日開催の第15回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役社長大木哲夫が取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬額ならびに業績連動報酬算定のために基本報酬に乘じる割合の決定とします。これらの権限を委任した理由は、代表取締役が当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知し、総合的に各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員 数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	122百万円	101百万円	21百万円	－	6名
監査役	28百万円	28百万円	－	－	2名
合 計	150百万円	129百万円	21百万円	－	8名

(注1) 上記の員数には、無報酬の監査役1名を含んでおりません。

(注2) 上記の業績連動報酬等の総額は、当事業年度における未払費用の一部として計上しております。

⑤業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、経営活動全般の成果が反映されるものであり、業績向上への取締役のインセンティブとする指標としてふさわしいと判断したため、連結経常利益を評価指標としております。その額は、基本報酬に一定割合を乗じて算定するものとし、その割合は、基本報酬の30%以下と定め、対象年度の連結経常利益を業績指標とし、これに各取締役の貢献度、会社重要施策への取り組み、その他特別に考慮すべき事情等を加味して取締役毎に決定します。当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. 企業集団の現況 (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員の状況

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
取 締 役	竹 田 年 朗	－	－	－
	保 々 雅 世	株式会社シイエム・シイ 株式会社バカン	社外取締役 社外取締役	なし なし
監 査 役	松 井 毅 浩	J F E コムサービス株式会社 株式会社アイエイエフコンサルティング	監査役 監査役	子会社 子会社
	我妻由佳子	一色法律事務所・外国法共同事業 小田急電鉄株式会社 味の素株式会社	パートナー 社外取締役（監査等委員） 社外取締役	なし なし あり

(注1) 監査役我妻由佳子氏は、味の素株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には、システム保守等の取引がありますが、その取引高は当社および同社のいずれから見ても、それぞれの売上高の1%未満であり、僅少であります。

② 当事業年度における主な活動

区 分	氏 名	出 席	回 数	主な活動内容および社外取締役にて期待される 役 割 に 関 して 行 っ た 職 務 の 概 要
		取締役会	監査役会	
取締役	竹 田 年 朗	12回	-	コンサルティング業務における幅広いキャリアと豊富な国際経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	保 々 雅 世	12回	-	IT業界における幅広いキャリアと企業経営に関する豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	松 井 毅 浩	12回	13回	主に監査業務における豊富なキャリアと高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、監査役会において、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役	我 妻 由 佳 子	11回	13回	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、監査役会において、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注1) 当事業年度において、取締役会は12回、監査役会は13回、それぞれ開催いたしました。

③ 社外役員の報酬等の総額および当社の親会社または当該親会社等の子会社等（当社を除く）から当該事業年度に役員として受けた報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	4名	44百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

区 分	金 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の合計額	32百万円
・当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	32百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の合計額にはそれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、前事業年度の監査実績の相当性、当事業年度の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制体制構築に関して、取締役会において、下記のとおり決議しております。

1. 当社の企業理念ならびに定款、取締役会規則などをはじめとする、業務遂行にかかわるすべての規範、規程、規則、指針、運用細則など（以下「諸規程・規則」）は包括的一体として、当社の内部統制体制を構成するものであります。したがって、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかわる法令変更あるいは社会環境の変化にしたがい、さらに業務執行の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正を行うことにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めることを基本方針といたします。
2. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連については、次のとおりであります。
 - (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社およびグループ会社の経営にかかわる重要事項は、関連規程にしたがい、経営会議の方針審議を経て、取締役会で決定いたします。なお、重要な投資案件については、関連規程に則って、所定の審査を経たのち取締役会で決定しております。
 - ② 業務執行は、代表取締役社長のもと担当取締役等により、倫理法令遵守の観点にしたがい、各部門の組織権限・業務規程に則って行っております。
 - ③ 内部監査部門が、倫理法令遵守状況について監査しております。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会などの会議体における実質的、効率的審議を図ることのほか、経営会議等において業務執行の有効性・効率性の観点からの検討、ルール見直しを継続的に行っております。
 - ② 内部監査部門が、業務執行の有効性・効率性について監査しております。
 - (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会規則、情報セキュリティ管理規程、文書管理規程、秘密情報管理規程その他情報の保存、管理にかかわる規程または規定が包括的に、本体制を構成しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 経営にかかわるリスクについては、当社各部門の業務執行において、担当取締役等がリスク管理上の課題を洗い出すことに努めており、個別の重要なリスク課題については、必要な都度、経営会議等で審議しております。経営会議等において、社内横断的に当社事業にかかわるリスクの洗い出し、対応方針の協議、検討を継続的に行っております。
- ② 災害、事故などにかかわるリスクについては、全社防災規程などにもとづく対応を原則とし、必要に応じ、経営会議等で個別の対策、対応あるいは規程の見直しを審議しております。
- ③ 全社に影響を及ぼす重大危機発生時には全社危機管理委員会で対応方針を決定いたします。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

- ① 当社は J F E ホールディングス株式会社および J F E スチール株式会社の子会社であり、親会社が保持する J F E グループとしての、倫理法令遵守、リスク管理、財務報告・情報開示などの体制のなかに当社および当社の子会社の体制が組み込まれることにより、企業集団としての体制が構築されております。
- ② 当社は、グループ経営に関する一定の重要事項、当社の子会社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、親会社との協議・報告までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等により決定手続等を定め、審議・決定し、または報告を受けております。
- ③ 当社は、親会社が設置するコンプライアンス委員会のもと、コンプライアンス委員会を設置し、親会社のコンプライアンス委員会と連携し、当社および当社の子会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督しております。当社の子会社は、必要な倫理法令遵守体制を整備しております。
- ④ 当社は、企業倫理ホットラインについて、当社および当社の子会社全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として、当社の使用人のほか当社の子会社の使用人等も利用者として整備し、適切に運用しております。
- ⑤ 当社および当社の子会社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社および当社の子会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査しております。
- ⑥ 当社および当社の子会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備しております。

3. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連については、次のとおりであります。

- (1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項およびその独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現行、そのような使用人は設置しておりませんが、監査役が設置を求めた場合は監査役と協議いたします。
- (2) 監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役は、取締役会、経営会議およびその他重要な会議に出席し、報告を受けております。
 - ② 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（当社および当社の子会社に関する事項に関する重要なものを含む。）を報告しております。当社の子会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況を報告しております。
 - ③ 企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告しております。監査役への報告については、企業倫理ホットラインにより通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保しております。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払い又は償還に応じております。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、監査役会規則を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築しております。
 - ② 取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。
 - ③ 監査役は会計監査人、内部監査部門の監査結果について適宜報告を受け、緊密な連携を図っております。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制につき、以下の通り整備・運用いたしております。

1. 当社および当社の子会社の取締役等の職務執行および内部監査にかかる体制

- (1) 当社および当社の子会社の重要事項について、取締役会規則・経営会議規程等において決定手続を明確に定め、同手続に従い取締役会および経営会議で十分な審議を経た上で決定・報告を行っております。
- (2) 取締役・執行役員・使用人の職務権限について、当社の社内規程において明確に定め、同規程を遵守しております。
- (3) 内部監査部門において業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について適切に監査を実施するとともに、当社の子会社の内部監査部門が実施した内部監査結果について定期的に報告を受け確認しております。

2. 当社および当社の子会社のリスク管理・コンプライアンスにかかる体制

- (1) コンプライアンス委員会を当期中1回開催し、コンプライアンスの方針や取り組み状況についての確認を行いました。
- (2) 内部統制推進委員会を当期中1回開催し、当社および当社の子会社における財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価について確認を行いました。
- (3) 当社および当社の子会社の従業員等が利用できる内部通報制度として「企業倫理ホットライン」を整備し、通報・相談者の不利益取扱い禁止に関する規程の遵守を含め、適切に運用しております。

3. 情報の保存・管理にかかる体制

- (1) 取締役会および経営会議での審議資料・議事録について、関係する法令および社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。
- (2) 社内において作成された決裁書等、職務執行に係る重要な文書について、社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

4. 監査役に関する体制

- (1) 監査役監査の実効性を確保するため、取締役会への出席のほか、常勤監査役については経営会議等に出席し、執行状況が確認できる体制としております。また、常勤監査役に対し、各部門の業務の執行状況について定期的に報告を行っております。
- (2) 監査役の職務執行にかかる費用について、予算措置を講じ必要な費用を確保しております。
- (3) 監査役は、内部監査部門から監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人との間でも定期的かつ必要時に報告聴取・意見交換等を行うなど、内部監査部門・会計監査人それぞれと緊密な連携を図っております。

(注) 本事業報告中の表示数字未満の端数の取扱いは、四捨五入としております。

連結貸借対照表

[2025年3月31日現在]

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	40,271,064	流 動 負 債	12,521,638
現 金 及 び 預 金	24,053,157	買 掛 金	3,490,422
受 取 手 形	124,927	リ ー ス 債 務	1,146,784
売 掛 金	11,369,527	未 払 法 人 税 等	1,194,310
契 約 資 産	2,690,728	契 約 負 債	1,982,149
商 品	36,305	未 払 金	467,523
仕 掛 品	257,479	未 払 費 用	3,613,220
貯 蔵 品	2,484	そ の 他	627,231
そ の 他	1,744,437	固 定 負 債	6,399,096
貸 倒 引 当 金	△7,980	リ ー ス 債 務	2,382,432
固 定 資 産	12,794,656	退職給付に係る負債	4,016,664
有 形 固 定 資 産	4,078,780	負 債 合 計	18,920,735
建 物 及 び 構 築 物	603,354	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	3,210,769	株 主 資 本	31,850,707
そ の 他	264,657	資 本 金	1,390,957
無 形 固 定 資 産	2,741,396	資 本 剰 余 金	1,959,444
ソ フ ト ウ ェ ア	1,920,831	利 益 剰 余 金	28,501,766
の れ ん	358,673	自 己 株 式	△1,460
そ の 他	461,893	その他の包括利益累計額	1,155,074
投 資 そ の 他 の 資 産	5,974,479	その他有価証券評価差額金	912,626
投 資 有 価 証 券	1,864,859	退職給付に係る調整累計額	242,448
繰 延 税 金 資 産	1,664,993	非 支 配 株 主 持 分	1,139,204
そ の 他	2,461,968	純 資 産 合 計	34,144,984
貸 倒 引 当 金	△17,340	負 債 純 資 産 合 計	53,065,719
資 産 合 計	53,065,719		

連結損益計算書

[2024年4月1日から2025年3月31日まで]

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		63,971,753
売上原価		48,887,879
売上総利益		15,083,874
販売費及び一般管理費		7,494,615
営業利益		7,589,259
営業外収益		
受取利息	46,715	
受取配当金	46,958	
受取手数料	5,169	
その他の	6,137	104,979
営業外費用		
支払利息	3,968	
固定資産除却損	21,392	
その他の	1,571	26,931
経常利益		7,667,308
税金等調整前当期純利益		7,667,308
法人税、住民税及び事業税	2,122,692	
法人税等調整額	△91,619	2,031,073
当期純利益		5,636,235
非支配株主に帰属する当期純利益		193,871
親会社株主に帰属する当期純利益		5,442,363

連結株主資本等変動計算書

[2024年4月1日から2025年3月31日まで]

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日 残高	1,390,957	1,959,444	24,755,528	△1,460	28,104,469
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,696,125		△ 1,696,125
親会社株主に帰属する当期 純 利 益			5,442,363		5,442,363
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,746,238	—	3,746,238
2025年3月31日 残高	1,390,957	1,959,444	28,501,766	△1,460	31,850,707

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退職給付に係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年4月1日 残高	770,302	158,413	928,716	1,000,612	30,033,796
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△ 1,696,125
親会社株主に帰属する当期 純 利 益					5,442,363
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	142,323	84,035	226,358	138,592	364,950
連結会計年度中の変動額合計	142,323	84,035	226,358	138,592	4,111,188
2025年3月31日 残高	912,626	242,448	1,155,074	1,139,204	34,144,984

貸借対照表

[2025年3月31日現在]

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,797,735	流 動 負 債	14,591,557
現 金 及 び 預 金	23,529,459	買 掛 金	3,137,482
受 取 手 形	124,927	リ ー ス 債 務	1,146,784
売 掛 金	10,051,169	未 払 金	295,829
契 約 資 産	2,382,643	未 払 費 用	3,125,073
仕 掛 品	44,478	未 払 法 人 税 等	931,970
貯 蔵 品	2,512	契 約 負 債	1,916,058
前 渡 金	2,905	預 り 金	3,629,495
前 払 費 用	1,651,946	そ の 他	408,866
そ の 他	15,696	固 定 負 債	6,083,235
貸 倒 引 当 金	△8,000	リ ー ス 債 務	2,382,432
固 定 資 産	13,636,657	退 職 給 付 引 当 金	3,700,803
有 形 固 定 資 産	3,939,609	負 債 合 計	20,674,792
建 物	560,854	(純 資 産 の 部)	
構 築 物	1,050	株 主 資 本	29,846,975
工具、器具及び備品	166,936	資 本 金	1,390,957
リ ー ス 資 産	3,210,769	資 本 剰 余 金	1,959,236
無 形 固 定 資 産	2,341,421	資 本 準 備 金	1,959,236
ソ フ ト ウ エ ア	1,886,699	利 益 剰 余 金	26,498,242
商 標 権	3,062	利 益 準 備 金	67,800
そ の 他	451,659	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,430,442
投資その他の資産	7,355,628	別 途 積 立 金	3,530,000
投資有価証券	1,864,859	繰 越 利 益 剰 余 金	22,900,442
関係会社株式	1,706,240	自 己 株 式	△1,460
長期前払費用	1,642,980	評 価 ・ 換 算 差 額 等	912,626
繰延税金資産	1,423,326	その他有価証券評価差額金	912,626
そ の 他	729,927	純 資 産 合 計	30,759,600
貸 倒 引 当 金	△11,704	負 債 純 資 産 合 計	51,434,392
資 産 合 計	51,434,392		

損 益 計 算 書

[2024年4月1日から2025年3月31日まで]

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	58,234,616
売 上 原 価	45,454,759
売 上 総 利 益	12,779,857
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,204,506
営 業 利 益	6,575,351
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	47,045
受 取 配 当 金	216,661
受 取 手 数 料	4,547
そ の 他	4,050
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	16,758
固 定 資 産 除 却 損	21,111
そ の 他	1,499
経 常 利 益	6,808,287
税 引 前 当 期 純 利 益	6,808,287
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,756,000
法 人 税 等 調 整 額	△57,000
当 期 純 利 益	5,109,287

株主資本等変動計算書

[2024年4月1日から2025年3月31日まで]

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2024年4月1日 残高	1,390,957	1,959,236	1,959,236
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2025年3月31日 残高	1,390,957	1,959,236	1,959,236

	株 主 資 本				自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
2024年4月1日 残高	67,800	3,530,000	19,487,280	23,085,080	△1,460	26,433,813
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△1,696,125	△1,696,125		△1,696,125
当 期 純 利 益			5,109,287	5,109,287		5,109,287
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	3,413,162	3,413,162	—	3,413,162
2025年3月31日 残高	67,800	3,530,000	22,900,442	26,498,242	△1,460	29,846,975

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年4月1日 残高	769,299	769,299	27,203,112
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 1,696,125
当期純利益			5,109,287
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	143,327	143,327	143,327
事業年度中の変動額合計	143,327	143,327	3,556,488
2025年3月31日 残高	912,626	912,626	30,759,600

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

JFEシステムズ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇本 恵一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	多奈部 宏子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JFEシステムズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFEシステムズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

J F E システムズ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇本 恵一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 多奈部 宏子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J F E システムズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程および監査計画に従い、取締役、執行役員等および内部監査部門と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視し、検証いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役および執行役員等ならびにEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および執行役員等ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

J F E システムズ株式会社		監査役会
常勤監査役（社外監査役）	松井 毅 浩	Ⓜ
社 外 監 査 役	我妻由佳子	Ⓜ
監 査 役	江里 健 哉	Ⓜ

以 上

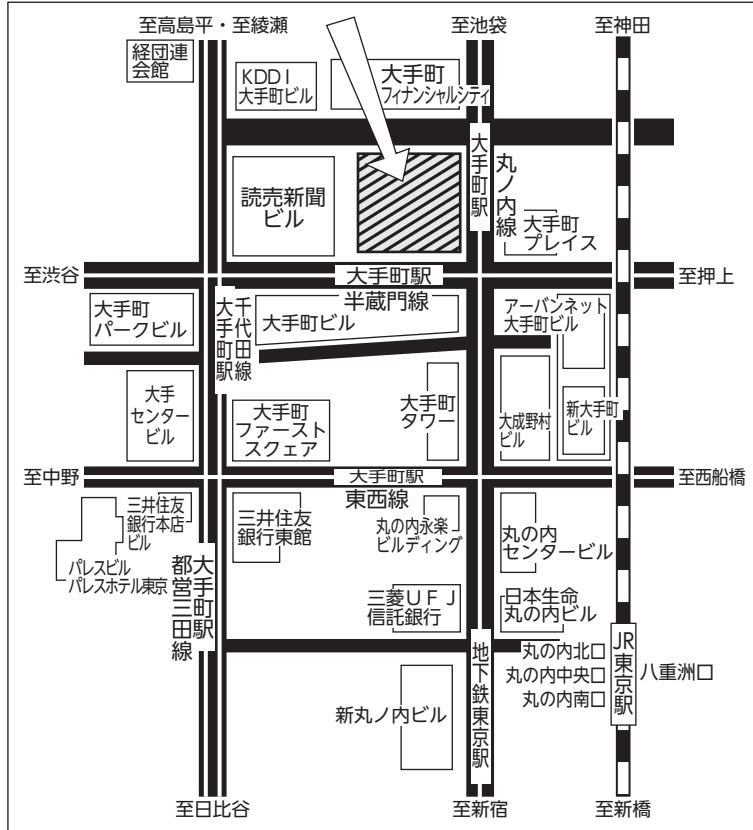
株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

東京サンケイビル3階

大手町サンケイプラザ311号室～312号室

電話 03-3273-2230



地下鉄／丸ノ内線・半蔵門線・千代田線・東西線・都営三田線

大手町駅下車A 4・E 1 出口直結

J R／東京駅丸の内北口より徒歩7分

- ・多くの方にご来場いただいた場合、入場を制限することがございますので、予めご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。